

新旧対照表

○幼保連携型認定こども園設置認可等に関する要綱

改正案	現行
<p style="text-align: center;"><b>幼保連携型認定こども園設置認可等に関する要綱</b></p> <p><b>第1 趣旨</b> この要綱は、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年千葉県条例第41号。以下「基準条例」という。）及び幼保連携型認定こども園設置認可に関する審査基準、その他法令の定めるもののほか、幼保連携型認定こども園の設置認可等にあたって申請を行う者に協力を求める事項を示したものである。</p> <p><b>第2 幼保連携型認定こども園の要件</b></p> <p>1 施設の名称 県内の既存施設の名称と同一又は紛らわしいものでないこと。</p> <p>2 定員 (1) 定員の設定に際しては、所在市町村と協議し、当該施設周辺の特定教育・保育施設等の利用希望状況、就学前の子どもの数、周辺地域の特定教育・保育施設等の定員数等を考慮しながら定めること。 (2) 幼保連携型認定こども園の設置について、周辺住民への説明を十分に行うこと。 (3) 保護者の自動車等による園児の送迎のため、駐停車等について配慮すること。</p> <p>3 土地・建物 幼保連携型認定こども園の用に供する土地及び建物には、抵当権等の制限物権がついていないこと。</p> <p>4 2歳未満の園児用設備 2歳未満の園児に必要な設備については以下のとおりとする。 (1) 調乳の設備を設けること。調理室とは別個に設けること。独立の室が望ましいが、乳児室・ほふく室内部を区画する等でも可とする。 (2) 沐浴の設備を設けること。2歳未満の園児用便所、乳児室・ほふく室</p>	<p style="text-align: center;"><b>幼保連携型認定こども園設置認可等に関する要綱</b></p> <p><b>第1 趣旨</b> この要綱は、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年千葉県条例第41号。以下「基準条例」という。）及び幼保連携型認定こども園設置認可に関する審査基準、その他法令の定めるもののほか、幼保連携型認定こども園の設置認可等にあたって申請を行う者に協力を求める事項を示したものである。</p> <p><b>第2 幼保連携型認定こども園の要件</b></p> <p>1 施設の名称 県内の既存施設の名称と同一又は紛らわしいものでないこと。</p> <p>2 定員 (1) 定員の設定に際しては、所在市町村と協議し、当該施設周辺の特定教育・保育施設等の利用希望状況、就学前の子どもの数、周辺地域の特定教育・保育施設等の定員数等を考慮しながら定めること。 (2) 幼保連携型認定こども園の設置について、周辺住民への説明を十分に行うこと。 (3) 保護者の自動車等による園児の送迎のため、駐停車等について配慮すること。</p> <p>3 土地・建物 幼保連携型認定こども園の用に供する土地及び建物には、抵当権等の制限物権がついていないこと。</p> <p>4 2歳未満の園児用設備 2歳未満の園児に必要な設備については以下のとおりとする。 (1) 調乳の設備を設けること。調理室とは別個に設けること。独立の室が望ましいが、乳児室・ほふく室内部を区画する等でも可とする。 (2) 沐浴の設備を設けること。2歳未満の園児用便所、乳児室・ほふく室</p>

改正案	現行
<p>内部を区画する等でも可とする。</p> <p>(3) 2歳未満の園児の使用が可能な便器及び手洗い場を備えた便所を設置すること。沐浴室等と同一のスペースでも可とする。また、汚物処理設備を設けること。</p> <p><u>(4) 2歳未満の園児は、2歳以上の園児と発育の程度及び生活リズムが異なるので、2歳未満の園児の乳児室・ほふく室と2歳以上の園児の保育室とは別の室とすること。</u></p> <p>5 2歳以上の園児用設備 2歳以上の園児に必要な設備は以下のとおりとする。</p> <p>(1) 保育室及び遊戯室には衛生管理の観点から、室内に園児の手洗いの設備を設けること。</p> <p>(2) 2歳以上の園児が使用可能な便器及び手洗い場を備えた便所を設けること。便器の数の目安は、園児10人当たり1個とし、便器の間には仕切りを設けること。</p> <p>6 施設の構造設備 居室の採光及び換気については、建築基準法で定める基準を遵守すること。</p> <p>7 その他の設備</p> <p>(1) 調理室前室</p> <p>ア 調理室の入り口に当たる場所に前室を設けること。</p> <p>イ 手洗い設備を設置すること。</p> <p>ウ 前室は、衛生管理の観点から、調理員が直接に非汚染作業区域である調理室に入ることのないようにするための設備である。（「社会福祉施設における衛生管理について」（平成9年3月31日社援施第65号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長・社会・援護局施設人材課長・老人保健福祉局老人福祉計画課長・児童家庭局企画課長連名通知。以下同じ。））</p> <p>(2) 食品保管庫</p> <p>ア 原材料の保管を行う場合には、調理室及び前室とは別に食品保管庫を設けること。</p> <p>イ 食品保管庫は、衛生管理の観点から、原材料の汚染を非汚染作業区</p>	<p>内部を区画する等でも可とする。</p> <p>(3) 2歳未満の園児の使用が可能な便器及び手洗い場を備えた便所を設置すること。沐浴室等と同一のスペースでも可とする。また、汚物処理設備を設けること。</p> <p>5 2歳以上の園児用設備 2歳以上の園児に必要な設備は以下のとおりとする。</p> <p>(1) 保育室及び遊戯室には衛生管理の観点から、室内に園児の手洗いの設備を設けること。</p> <p>(2) 2歳以上の園児が使用可能な便器及び手洗い場を備えた便所を設けること。便器の数の目安は、園児10人当たり1個とし、便器の間には仕切りを設けること。</p> <p>6 施設の構造設備 居室の採光及び換気については、建築基準法で定める基準を遵守すること。</p> <p>7 その他の設備</p> <p>(1) 調理室前室</p> <p>ア 調理室の入り口に当たる場所に前室を設けること。</p> <p>イ 手洗い設備を設置すること。</p> <p>ウ 前室は、衛生管理の観点から、調理員が直接に非汚染作業区域である調理室に入ることのないようにするための設備である。（「社会福祉施設における衛生管理について」（平成9年3月31日社援施第65号通知））</p> <p>(2) 食品保管庫</p> <p>ア 原材料の保管を行う場合には、調理室及び前室とは別に食品保管庫を設けること。</p> <p>イ 食品保管庫は、衛生管理の観点から、原材料の汚染を非汚染作業区</p>

改正案	現行
<p>域である調理室に持ち込まないようにするための設備である。（「社会福祉施設における衛生管理について」）</p> <p>(3) 下処理室</p> <p>ア 原材料の納入に際して、原材料の下処理を必要とする場合は、下処理室を設けること。</p> <p>イ 流し等必要設備を備えれば屋外等でもよい。</p> <p>ウ 下処理室は、原材料の汚染を非汚染作業区域である調理室に持ち込まないようにするための設備である。（「社会福祉施設における衛生管理について」）</p> <p>(4) 食材の搬入口及び検収場所は、専用の出入り口があること。</p> <p>(5) 休憩室</p> <p>ア 保育教諭、調理員、その他職員が休憩時間に休息できるための休憩室を設けること。</p> <p>イ 勤務シフト等を考慮して休憩人員が休息できる広さを確保すること。</p> <p>ウ 調理員用とは別に設置することが望ましいが、調理員以外の職員と兼用でも可とする。</p> <p>(6) 職員用便所</p> <p>ア 職員専用の便所を設置すること。</p> <p>イ 設置場所は2歳以上の園児用便所と同じ場所でも可とするが、2歳児以上の園児用に必要な便器の数とは別に大人用の便器を設置すること。</p> <p>ウ 調理員用とは別に設置することが望ましいが、調理員以外の職員と兼用でも可とする。</p> <p>(7) 午睡用ふとん、遊具、教育及び保育用備品等の収納場所を確保すること。収納スペースが不十分だと安全面・衛生面において悪影響が出ること、収納家具を置くと保育室等の有効面積が実質的に減少してしまうことから、収納スペースの確保が必要である。</p> <p>8 保育教諭等</p> <p>教育及び保育に直接従事する職員（以下「教育及び保育従事者」という。）の配置については、<u>「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」</u>（平成28年8月23日府子本第5</p>	<p>域である調理室に持ち込まないようにするための設備である。（「社会福祉施設における衛生管理について」<u>（平成9年3月31日社援施第65号通知）</u>）</p> <p>(3) 下処理室</p> <p>ア 原材料の納入に際して、原材料の下処理を必要とする場合は、下処理室を設けること。</p> <p>イ 流し等必要設備を備えれば屋外等でもよい。</p> <p>ウ 下処理室は、原材料の汚染を非汚染作業区域である調理室に持ち込まないようにするための設備である。（「社会福祉施設における衛生管理について」<u>（平成9年3月31日社援施第65号通知）</u>）</p> <p>(4) 食材の搬入口及び検収場所は、専用の出入り口があること。</p> <p>(5) 休憩室</p> <p>ア 保育教諭、調理員、その他職員が休憩時間に休息できるための休憩室を設けること。</p> <p>イ 勤務シフト等を考慮して休憩人員が休息できる広さを確保すること。</p> <p>ウ 調理員用とは別に設置することが望ましいが、調理員以外の職員と兼用でも可とする。</p> <p>(6) 職員用便所</p> <p>ア 職員専用の便所を設置すること。</p> <p>イ 設置場所は2歳以上の園児用便所と同じ場所でも可とするが、2歳児以上の園児用に必要な便器の数とは別に大人用の便器を設置すること。</p> <p>ウ 調理員用とは別に設置することが望ましいが、調理員以外の職員と兼用でも可とする。</p> <p>(7) 午睡用ふとん、遊具、教育及び保育用備品等の収納場所を確保すること。収納スペースが不十分だと安全面・衛生面において悪影響が出ること、収納家具を置くと保育室等の有効面積が実質的に減少してしまうことから、収納スペースの確保が必要である。</p> <p>8 保育教諭等</p> <p>教育及び保育に直接従事する職員（以下「教育及び保育従事者」という。）の配置については、<u>基準条例第6条第3項に定める必要配置数</u>を満たすほか、次の要件を満たすこと。</p>

改正案	現行
<p><u>71号・28文科初第727号・雇児発0823第1号内閣府子ども・子育て本部統括官・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知。以下同じ。）別紙3及び別紙4による基本分単価に含まれる職員構成</u>を満たすほか、次の要件を満たすこと。</p> <p>(1) 3歳未満の園児の保育に直接従事する職員は、保育士資格を有すること。</p> <p>(2) 3歳以上の園児について編制した学級の担任は、幼稚園教諭の資格を有すること。</p> <p>9 事務職員  <u>事務職員の配置については、「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」別紙3及び別紙4による基本分単価に含まれる職員構成を満たすこと。</u></p> <p>10 運営</p> <p>(1) 教育及び保育の内容、運営等については、保育の実施主体である市町村と連携しながら、基準条例及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、その方針を定めること。</p> <p>(2) 必要な園具、教具、帳簿等については、市町村・保健所・<u>県</u>の指導を受けて整備すること。園具及び教具については、教育及び保育従事者と十分相談の上整備すること。</p> <p>(3) 衛生管理に関することや給食開始届の提出の必要の有無については、保健所の指導を受けること。</p> <p>(4) 消防用設備の点検、避難訓練等については、所管消防署の指導を受けて実施し、避難及び消火に関する訓練については、少なくとも毎月1回実施すること。</p> <p>(5) 教育及び保育の内容（健康状態の観察、服装等の異常の有無についての検査、自由遊び、昼寝、健康診断等）及び保護者との連絡については、</p>	<p>(1) <u>保育を必要とする子どもの定員90人以下の施設においては、教育及び保育従事者を1名加配すること。</u></p> <p>(2) <u>保育標準時間認定子どもを受け入れる施設においては、教育及び保育従事者を1名加配すること。</u></p> <p>(3) <u>主幹保育教諭等を専任化させるための代替要員を2名加配すること。</u></p> <p>(4) <u>定員にかかわらず、非常勤の教育及び保育従事者を加配すること。</u></p> <p>(5) 3歳未満の園児の保育に直接従事する職員は、保育士資格を有すること。</p> <p>(6) 3歳以上の園児について編制した学級の担任は、幼稚園教諭の資格を有すること。</p> <p>9 事務職員  <u>事務作業のため、1名の常勤事務職員及び非常勤の事務職員を配置すること。ただし、園長等の職員が兼務する場合又は業務委託する場合はこの限りではない。</u></p> <p>10 運営</p> <p>(1) 教育及び保育の内容及び運営等については、保育の実施主体である市町村と連携しながら、基準条例及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、その方針を定めること。</p> <p>(2) 必要な園具、教具、帳簿等については、市町村、保健所等<sup>の</sup>指導を受けて整備すること。園具及び教具については、教育及び保育従事者と十分相談の上整備すること。</p> <p>(3) 衛生管理に関することや給食開始届の提出の必要の有無については、保健所の指導を受けること。</p> <p>(4) 消防用設備の点検、避難訓練等については、所管消防署の指導を受けて実施し、避難及び消火に関する訓練については、少なくとも毎月1回実施すること。</p> <p>(5) 教育及び保育の内容（健康状態の観察、服装等の異常の有無についての検査、自由遊び、昼寝、健康診断等）及び保護者との連絡については、</p>

改正案	現行
<p data-bbox="219 180 510 209">市町村と協議すること。</p> <p data-bbox="159 288 842 319">附則 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。</p> <p data-bbox="159 325 831 355"><u>附則 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。</u></p>	<p data-bbox="1205 180 1496 209">市町村と協議すること。</p> <p data-bbox="1144 288 1827 319">附則 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。</p>